平成２９年度（第２回）

熊谷市自治基本条例審議会

会　議　資　料

日　時：平成 30 年２月27 日（火）
　　午前 10 時から
場　所：熊谷市役所本庁舎　302 会議室

平成２９年度（第２回）熊谷市自治基本条例審議会　次第

日時：平成 30 年２月 27 日（火）午前 10 時
場所：熊谷市役所本庁舎　302 会議室

１　開　会

２　委嘱状の交付

３　挨拶

４　委員の紹介

５　議　事

⑴　自治基本条例の推進状況について

⑵　自治基本条例の見直しについて

⑶　その他

６　閉　会

熊谷市自治基本条例審議会委員名簿

No.	役職	委員区分（※）	氏　名
1	会長	第１号	山口　雅功
2	副会長	第１号	依田　悦代
3	委員	第１号	出浦　尚明
4	委員	第１号	小谷野　操男
5	委員	第１号	上村　悦子
6	委員	第１号	安藤　君子
7	委員	第２号	加藤　英明
8	委員	第２号	芹澤　正雄
9	委員	第２号	秋元　留美子

（敬称略）

※　条例第３条第２項による区分

自治基本条例の推進状況について

議事１

１　条例の目的（第１条関係）及び審議会の役割（第２３条関係）について

⑴　意義

本市の自治の基本原則の定立
自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割の明確化
　} により（手段）

市民主体のまちづくりの推進
豊かで活力ある地域社会の実現
　} を目指す（目的）

⇧

自治基本条例審議会・・・条例の適切な運用を図るために設置

⑵　主な取組

ア　条例の適切な運用による市民との協働のまちづくりの推進

イ　各種の成果指標等による推進状況の監視・把握

⑶　成果指標等

※　○は自治基本条例独自の、◎は総合振興計画と共通の成果指標であることを示す（以下の項目についても同様）。

○自治基本条例を知っている人の割合

○市民参加及び協働の取り組みを知っている人の割合

区　分	H24	H25	H26	H27	H28
設問「熊谷市が「自治基本条例」を制定し、参加と協働のまちづくりを進めていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	22.8%	14.3%	15.8%	13.5%	13.5%
設問「市民参加及び協働の取組みとして、審議会等の委員の公募や意見公募手続（パブリックコメント）、協働事業提案制度などが行われていることを知っていますか」に「はい」と回答した人の割合	13.6%	10.7%	13.2%	12.3%	12.8%

※　市民生活の現状および満足度についてのアンケート調査（平成 29 年 2 月実施。アンケート配布数 3,000 通（市内に在住する 18 歳以上の男女を無作為抽出）・回収数 1,089 通・回収率 36.3%）による。

2　協働の原則（第４条関係）について

⑴　意義

市民と市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進める。

⑵　具体的な取組

協働事業提案制度　市民協働「熊谷の力」事業

⑶　成果指標等

※　「めざそう値」は現行の総合振興計画後期基本計画における数値（以下同様）

H24	H25	H26	H27	H28	H29	めざそう値
5 件 (4 件)	7 件 (6 件)	5 件 (5 件)	5 件 (4 件)	4 件 (4 件)	6 件 (3 件)	10 件

※　提案数（採択数）

（参考１）平成 29 年度実施事業一覧（28 年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
万吉地区文化遺産保存事業	万吉地区内の神社仏閣等に眠る文化財の調査を行い、案内板や説明板の設置・文化財マップ等を作成し、文化遺産としての整備を図る。それにより、地域住民の地域への愛着、誇りを高めるとともに、地域の活性化を図る。
地域猫活動の推進 命を繋ぐ-殺処分ゼロを目指して-	空前の猫ブームの中、今後も発生し続けるであろう野良猫を、地域、環境、高齢者問題と捉えつつ、地域猫（さくら猫）の概念を広め、行政、地域住民と協働してまちの課題の解決にあたる社会を実現する。
面会交流支援事業	別居や離婚が増加している現在、親と離れて暮らすことになった子どもが別居親と面会交流することを支援し、子どもの健全育成を図る。
市内ショップ「移動健康カフェ」事業	健康体操、栄養・体調管理、口腔ケア、紙芝居づくり・上演、歌声、手づくり、傾聴、自分史づくりなど、広い世代の健康や高齢者の介護予防、地域のコミュニティづくりに役立つメニューを公募にて作成。やはり公募に応じた市内の店舗（空き店舗含む）を巡業する。

（参考２）平成 30 年度実施予定事業一覧（29 年度に提案・採択された事業）

事業名	概　要
地区防災計画策定事業	大規模災害を想定し、地区住民・地域自らが対応できる体制をつくることが重要である。様々な災害リスクを考慮し、地域における防災力向上のため、地区計画を策定し、奈良地区の防災環境の共通認識をつくる。
心のバリアフリー講師派遣事業	登録制度を構築し、当法人による募集、審査を行った上で希望する市内の小・中学校、10校を目標に障害当事者等を中心とした講師派遣を行う。わかりやすく理解、促進ができるよう教材や授業プログラムの検討を行う。
外国人観光客へ英語でおもてなしガイドキッズ養成	小学生から高校生までの子どもたちとその家族が、熊谷の観光及びスポーツイベントに来る外国人観光客へボランティアガイドを行い、外国人とのコミュニケーションを通して多様な価値観の醸成を促すと同時に、熊谷への歴史、文化、スポーツに親しむことができる郷土愛を持てる子どもたちを育成していく。

３　情報共有の原則（第５条関係）及び情報の提供（第１６条関係）について

⑴　意義

ア　市民と市は、まちづくりに関する情報を共有する。

イ　市は、市政に関する情報を、分かりやすく適切に提供するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　市報くまがやの発行

イ　市ホームページの運営

ウ　地域ポータルサイト（あついぞ.com）の運営

エ　企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）の運営

オ　情報公開条例による情報の公開

⑶　成果指標等

◎「市報くまがや」に満足している市民の割合

区　分	H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
設問「「市報くまがや」の読みやすさやわかりやすさに満足していますか」に「はい」と回答した人の割合	72.3%	69.9%	69.1%	68.5%	69.6%	80%

※　前掲のアンケート調査による。

◎ホームページのアクセス数（単位：件数/年間）

H24	H25	H26	H27	H28	H29(12/31現在)	めざそう値※月間
1,739,963	1,820,118	1,788,980	2,215,155	2,225,349	1,985,842	150,000

◎地域ポータルサイト（あついぞ.com）のアクセス数（単位：件数/年間）

H24	H25	H26	H27	H28	H29(11/30現在)	めざそう値※月間
1,291,409	1,045,312	992,348	955,562	2,725,559	2,827,393	120,000

○企業紹介支援サイト（チャレンジ・ステージくまがや）のアクセス数（単位：件数/年間）

H24	H25	H26	H27	H28	H29(11/30現在)	めざそう値
31,881	90,977	107,202	121,931	102,382	69,230	―

（参考）情報公開制度の実施状況（単位：件数）

区　分		H24	H25	H26	H27	H28	H29(12/31現在)
請求・申出		71	112	100	177	238	170
処理結果	全部公開	27	33	47	136	163	118
	一部公開	42	62	44	49	71	58
	非公開	11	9	15	4	15	7
	合計	80	104	106	186	249	183

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、請求・申出と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

４　市民参加及び協働の推進（第１３条関係）について

⑴　意義

ア　市は、市民参加・協働によるまちづくり推進に努め、その体制を整備する。

イ　市は、政策形成過程への市民の主体的参画の実現に努める。

ウ　市は、情報の提供、相談等により市民との連携を図る。

⑵　具体的な取組

ア　市民活動支援センターの運営

イ　熊谷市民公益活動促進事業「はじめの一歩助成金」の交付

ウ　公園サポーター制度の活用

⑶　成果指標等

◎市内のＮＰＯ法人の数

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (11/30 現在)	めざそう値
67 法人	71 法人	79 法人	81 法人	84 法人	83 法人	75 法人

◎市民活動団体の登録数

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (11/30 現在)	めざそう値
86 団体	87 団体	89 団体	93 団体	92 団体	92 団体	100 団体

◎市民活動講座への参加者数

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (11/30 現在)	めざそう値
350 人	388 人	396 人	477 人	402 人	105 人	480 人

○市民活動支援センターに登録している利用団体数

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (11/30 現在)	めざそう値
159 団体	174 団体	183 団体	206 団体	212 団体	223 団体	―

○「はじめの一歩助成金」の交付件数

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (12/31 現在)	めざそう値
6 件	7 件	5 件	5 件	11 件	8 件	―

※スタート助成金の交付件数とチャレンジ助成金の交付件数の合計

◎公園サポーター制度を導入している割合

H24	H25	H26	H27	H28	H29 (12/31 現在)	めざそう値
69%	69%	69%	70%	73%	74%	80%

５　審議会等の委員の選任（第１４条関係）について

⑴　意義

市は、委員の一部の公募に努め、男女の均衡等委員の構成に配慮する。

⑵　具体的な取組

ア　各種審議会等での公募委員の委嘱

イ　審議会の委員への女性登用の推進

⑶　成果指標等

◎各種審議会への女性の登用率

H24	H25	H26	H27	H28	H29	めざそう値
25.3%	27.3%	27.3%	27.4%	28.2%	24.8%	40%

※　「各種審議会」とは、行政委員会及び法律・条例設置の附属機関を指す。また、「登用率」とは、女性委員数を委員総数で除した数をいう（対象年度の４月１日現在）。

※　H29 は、大里広域市町村組合で設置している介護保険運営協議会及び介護認定審査会を集計に含めない。（埼玉県男女共同参画課からの調査の集計方法が変更になったため。）

○附属機関である審議会等における委員公募及び女性登用の状況

（括弧内は全体に対する割合）

区分		H24	H25	H26	H27	H28
公募	機関数	16 機関 (37.2%)	18 機関 (40.9%)	17 機関 (37.0%)	16 機関 (35.6%)	16 機関 (34.0%)
	委員数	61 人 (12.0%)	60 人 (11.3%)	56 人 (10.2%)	59 人 (11.5%)	50 人 (9.2%)
女性	機関数	35 機関 (81.4%)	36 機関 (81.8%)	40 機関 (87.0%)	38 機関 (84.4%)	42 機関 (89.4%)
	委員数	130 人 (25.6%)	136 人 (25.7%)	143 人 (26.0%)	133 人 (25.9%)	141 人 (26.0%)
全体	機関数	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)
	委員数	507 人 (100.0%)	530 人 (100.0%)	549 人 (100.0%)	514 人 (100.0%)	543 人 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

◎男女共同参画が進んでいると思う市民の割合

区　分	H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
設問「普段の生活の中で男女共同参画が進んでいると思いますか」に「はい」と回答した人の割合	40.9%	40.6%	39.1%	38.8%	44.3%	55%

※　前掲のアンケート調査による。

６　コミュニティ（第１５条関係）について

⑴　意義

ア　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的なコミュニティ活動への参加に努める。

イ　市は、コミュニティの育成を図り、その活動を支援する。

⑵　具体的な取組

ア　市民まごころ運動推進事業（校区連絡会へ活動推進奨励金を交付）

イ　地域づくり応援事業（多世代参加型の事業に報奨金を支給）

ウ　自治会活動推進事業（自治会連合会に交付金、新任自治会長等の研修など）

⑶　成果指標等

○自治会加入率

地区	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (4/1 現在)
熊谷	74.2%	75.1%	74.2%	73.2%	73.1%	73.0%
大里	77.1%	77.2%	76.6%	76.2%	75.8%	75.1%
妻沼	85.0%	83.9%	85.4%	84.6%	84.6%	83.8%
江南	74.4%	74.5%	73.6%	73.1%	72.1%	70.6%
全体	75.6%	76.2%	75.6%	74.7%	74.5%	74.2%

◎市民活動保険登録団体数

H24	H25	H26	H27	H28	H29(11/30 現在)	めざそう値
1,087 団体	1,120 団体	1,146 団体	1,161 団体	1,185 団体	1,201 団体	1,200 団体

◎地域コミュニティ活動に参加している市民の割合

設　問	H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
設問「自治会活動や、小学校区連絡会などが行っている地域活動に参加していますか」に「はい」と回答した人の割合	48.8%	50.6%	49.1%	49.3%	53.1%	50%

※　前掲のアンケート調査による。

7　個人情報の保護（第１７条関係）について

⑴　意義

市は、個人情報を適正に管理する。

⑵　具体的な取組

ア　個人情報保護条例による適正な取扱い

イ　情報セキュリティポリシーによるセキュリティ対策

⑶　成果指標等

（参考）個人情報保護制度の実施状況（単位：件数）

区　分			H24	H25	H26	H27	H28	H29(12/31現在)
開示	受付		29	42	67	53	41	36
	処理結果	全部開示	12	14	27	13	9	7
		部分開示	11	21	42	38	30	28
		不開示	7	16	11	5	2	3
		合計	30	51	80	56	41	38
訂正等	受付		1	0	0	0	0	0
	処理結果	訂正	0	0	0	0	0	0
		削除	0	0	0	0	0	0
		目的外利用等の中止	0	0	0	0	0	0
		合計	0	0	0	0	0	0

※　１件の請求等で複数の文書が対象となる場合があるため、受付と処理結果の合計は、一致しない場合がある。

※　平成24年度の訂正請求１件については、当該自己情報を誤りとする十分な理由が認められなかったことから、不訂正の決定がなされている。

８　説明責任（第１８条関係）について

⑴　意義

市は、政策形成過程について、市民に分かりやすく説明するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　審議会等の会議の公開

イ　会議概要の公開

⑶　成果指標等

○附属機関である審議会等の**会議**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
公開	25 機関 (58.2%)	23 機関 (52.3%)	26 機関 (56.5%)	25 機関 (55.6%)	25 機関 (53.2%)
一部非公開	4 機関 (9.3%)	3 機関 (6.8%)	3 機関 (6.5%)	2 機関 (4.4%)	3 機関 (6.4%)
非公開	13 機関 (30.2%)	13 機関 (29.5%)	17 機関 (37.0%)	18 機関 (40.0%)	19 機関 (40.4%)
未決定	1 機関 (2.3%)	5 機関 (11.4%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

○附属機関である審議会等の**会議概要**の公開状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
公開	27 機関 (62.8%)	25 機関 (56.8%)	29 機関 (63.1%)	28 機関 (62.2%)	28 機関 (59.6%)
一部非公開	6 機関 (14.0%)	5 機関 (11.4%)	7 機関 (15.2%)	6 機関 (13.3%)	8 機関 (17.0%)
非公開	9 機関 (20.9%)	7 機関 (15.9%)	8 機関 (17.4%)	11 機関 (24.5%)	11 機関 (23.4%)
未決定	1 機関 (2.3%)	7 機関 (15.9%)	2 機関 (4.3%)	0 機関 (0.0%)	0 機関 (0.0%)
全体	43 機関 (100.0%)	44 機関 (100.0%)	46 機関 (100.0%)	45 機関 (100.0%)	47 機関 (100.0%)

※　全体は、休止中の附属機関を除いた数

(参考)一部非公開又は非公開とした場合の理由(H28・複数回答)

理　　由	機関数
法令又は条例(規則及び規程を含む。)の規定により、会議が非公開とされているため	8
熊谷市情報公開条例に規定する非公開情報に該当する事項について審議等を行うため	9
公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるため	6

９　応答責任（第１９条関係）について

⑴　意義

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して、速やかに、かつ、誠実に応答するよう努める。

⑵　具体的な取組

ア　ハートフル・ミーティングの実施

イ　「市長へのメール・手紙」への返信

⑶　成果指標等

○ハートフル・ミーティングの実施状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (12/31 現在)
実施回数	19 回	16 回	12 回	12 回	12 回	7 回
意見の数	215 件	193 件	152 件	142 件	134 件	98 件

○「市長へのメール・手紙」の受信状況（単位：件数）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29 (12/31 現在)
メール	243	185	229	171	172	108
手紙	130	100	79	88	88	56
合計	373	285	308	259	260	164

※　原則として、返信を希望し、かつ、返信可能なものは、全て返信している。

10　意見公募手続（第２０条関係）について

⑴　意義

市は、重要な条例の制定・計画の策定等に当たって、意見公募手続の実施に努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市意見公募（パブリックコメント）手続の実施

⑶　成果指標等

○意見公募手続の実施状況

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29(1/31現在)
手続の実施件数	4手続	9手続	8手続	7手続	6手続	5手続
意見等の件数	110件	30件	11件	15件	7件	38件
1手続当たりの意見等の件数	27.5件	3.3件	1.4件	2.1件	1.2件	7.6件

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（平成28年度）

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	熊谷市子ども読書活動推進計画(第3次)(案)	0	0
2	消防法令違反対象物の公表制度	0	0
3	熊谷市第3次健康増進	1	1
4	ホタルの保護に関する規制の強化について(案)	0	0
5	熊谷市障がい者計画(案)	1	2
6	熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画	1	4
	合　　計	3人	7件

（参考）計画策定等に対する意見公募の状況（平成29年度　H30.1.31現在）

No.	件名	意見の提出者数	意見の件数
1	第2次熊谷市総合振興計画	2	2
2	第2次熊谷市環境基本計画	3	12
3	熊谷市水道事業ビジョン等計画	0	0
4	熊谷市スポーツ推進計画	1	8
5	熊谷市「道の駅」基本構想	3	16
6	熊谷市高齢社会対策基本計画	－	－
7	熊谷市障害福祉計画・熊谷市障害児福祉計画	－	－
	合　　計	9人	38件

11　都市経営（第２１条関係）について

⑴　意義

ア　市長は、行政組織の簡素化と健全な財政運営に努める。

イ　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努める。

⑵　具体的な取組

熊谷市行政改革大綱に基づく行政改革の取組

⑶　成果指標等

◎一人あたりの市債残高

H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
391,895 円	377,755 円	366,746 円	354,684 円	344,051 円	380,000 円

※　「市債残高」は、一般会計、特別会計及び水道事業の各年度末における市債残高の合計額を翌年度初日の住民人口（外国人を除く。）で除したもの

◎市税の納税率

区分	H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
現年度分	98.50%	98.52%	98.63%	98.92%	99.00%	―
過年度分	21.83%	25.19%	24.74%	24.70%	28.36%	―
全体	92.81%	93.78%	94.63%	95.33%	96.22%	94%
県内順位	18 位	16 位	17 位	18 位	16 位	―

※　「市税」とは、市民税（個人・法人）、固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税をいう（国民健康保険税を除く。）。「県内順位」は、さいたま市を含めた埼玉県内 40 市の中での順位。

◎自主財源比率（金額の単位：千円）

区分	H24	H25	H26	H27	H28	めざそう値
自主財源	40,345,942	39,169,159	40,549,880	39,402,544	39,228,852	―
歳入合計	65,161,820	63,307,280	67,250,025	68,555,491	66,470,057	―
自主財源比率	61.9%	61.9%	60.3%	57.5%	59.0%	68%

※　「自主財源」とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、具体的には、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当する。

12　行政評価（第２２条関係）について

⑴　意義

行政評価を実施し、その結果を公表

⑵　具体的な取組

行政評価システムにより、事務事業評価を実施

⑶　成果指標等

（参考）事務事業評価の状況（括弧内は全体に対する割合）

区分	H24	H25	H26	H27	H28
継続	506 事業 (85.0%)	497 事業 (84.5%)	557 事業 (91.0%)	524 事業 (81.4%)	534 事業 (84.2%)
改善	12 事業 (2.0%)	14 事業 (2.4%)	5 事業 (0.8%)	―	―
拡大	14 事業 (2.4%)	13 事業 (2.2%)	11 事業 (1.8%)	31 事業 (4.8%)	26 事業 (4.1%)
縮小	6 事業 (1.0%)	7 事業 (1.2%)	6 事業 (1.0%)	11 事業 (1.7%)	4 事業 (0.6%)
完了	57 事業 (9.6%)	57 事業 (9.7%)	33 事業 (5.4%)	63 事業 (9.8%)	52 事業 (8.2%)
変更	―	―	―	8 事業 (1.2%)	16 事業 (2.6%)
廃止 断念	―	―	―	7 事業 (1.1%)	2 事業 (0.3%)
合計	595 事業 (100.0%)	588 事業 (100.0%)	612 事業 (100.0%)	644 事業 (100.0%)	634 事業 (100.0%)

※他の事業に統合・吸収された事業は、「完了」として計上

※平成 27 年度事業評価からシステム変更に伴い区分が変更

※期間変更と手段変更は、「変更」として計上

自治基本条例の見直しについて

議事２

熊谷市自治基本条例　目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第１０条）
第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）
第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）
第７章　市政運営（第１５条の２－第２２条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）
第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）

前文

【解説】この前文では、熊谷市の成り立ちから、現在そして未来に向かって目指すべき自治のあり方、自治の基本となる考え方や仕組みを明確にするため、熊谷市の基本法としてこの条例を制定することの意義を表明しています。

前文

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想(おも)い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

第１章　総則

【解説】この条例制定の目的は、豊かで活力ある地域社会の実現であり、そのために、市民主体のまちづくりの推進が必要です。また、自治の基本原則を定めることから、条例の名称を「熊谷市自治基本条例」としました。

第１条（目的）

この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

【解説】用語の定義では、この条例の中で使用する言葉の意味を明確にして、解釈に疑義が生じないようにしました。

第２条（用語の定義）

この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。
⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。
⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。
⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。
⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。
⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第２章　基本原則

【解説】熊谷市の自治は、この３つの基本原則により推進していきます。
まちづくりの主体は市民です。市は、市民の市政参加を保障し、市民と市の協働によりまちづくりを進めます。そのためには、まちづくりに関する情報を共有することが大切です。

第３条（市民参加の原則）

まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第４条（協働の原則）

市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第５条（情報共有の原則）

市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第３章　市民の権利及び責務

【解説】自治の基本原則の実現に向けて、市民の権利として市政に参加することと市政に関する情報を知ることを規定しました。

第６条（市民の権利）

市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。 ２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第７条（市民の責務）

市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。 ２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。 ３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第８条（事業者の責務）

事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

第４章　議会の責務

【解説】議会は、選挙で選ばれた市民の代表である議員によって構成される機関です。自治の基本を定める条例ですから、機関としての議会と個人の議員双方について規定しました。

第９条（議会の責務）

議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。 ２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１０条（議員の責務）

議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。 ２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第５章　市長及び職員の責務

【解説】この条例の基本理念の実現のために市長の責務を規定しました。
**　職員がこの条例の基本理念を十分に理解し、その実現に向けて最大限努力することが重要であることから、そのことを職員の責務として規定しました。**

第１１条（市長の責務）

市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。 ２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１２条（職員の責務）

職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を行います。 ２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第６章　参加及び協働

【解説】この条例の基本理念の実現に向けて、市民の参加及び協働についての基本的事項を規定しました。

市民同士がそれぞれに助け合いながら課題の解決に向けて自ら行動していくことが住み良い熊谷市の実現につながります。

第１３条（市民参加及び協働の推進）

市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体制を整備します。

２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。

３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）

２　修正する

３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１４条（審議会等の委員の選任）

市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）

２　修正する

３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１５条（コミュニティ）

市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。
２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

第７章　市政運営

【解説】この条例の基本理念の実現に向けて、行政運営についての基本的事項を規定しました。

市政に関する情報を提供するとともに、個人情報は保護します。また、市民の皆様へのわかりやすい説明と誠実な対応を心がけ、開かれた市政を目指します。

健全な財政運営に心がけ、よりよい行政サービスを提供します。

第１５条の２（基本構想の策定等）

市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
２　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１６条（情報の提供）

市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１７条（個人情報の保護）

市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１８条（説明責任）

市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第１９条（応答責任）

市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第２０条（意見公募手続）

市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第２１条（都市経営）

市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。
２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第２２条（行政評価）

市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。
２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第８章　自治基本条例審議会の設置

【解説】自治基本条例審議会は、市政運営に、この自治基本条例の精神がいかされて運用されているかを見守る役割を持ちます。

第２３条（自治基本条例審議会の設置）

この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。 ２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

第９章　条例の位置付け等

【解説】この条例は、自治の基本を定める条例ですから、市民及び市がこの条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守しますと宣言しています。

自治体を取り巻く状況は刻々と変化します。この条例の基本理念の実現のために、社会状況の変化に合わせて、見直しを行うことを規定しました。

第２４条（条例の位置付け）

この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

第２５条（条例の見直し）

市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

方針案

１　修正不要（引き続き条文どおり取り組む）
２　修正する
３　その他

修正（案）の具体的な内容、その他の具体的な内容など

……

……

……

参考

熊谷市自治基本条例

平成１９年９月２８日条例第３０号
改正　平成２９年６月２６日条例第３３号

目次

前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　基本原則（第３条－第５条）
第３章　市民の権利及び責務（第６条－第８条）
第４章　議会の責務（第９条・第１０条）
第５章　市長及び職員の責務（第１１条・第１２条）
第６章　参加及び協働（第１３条－第１５条）
第７章　市政運営（第１５条の２－第２２条）
第８章　自治基本条例審議会の設置（第２３条）
第９章　条例の位置付け等（第２４条・第２５条）
附則

私たちのまち熊谷市は、関東の母なる二大河川荒川と利根川を市域に抱えた初めての都市として誕生し、埼玉県北部において中心的な役割を担っています。

その大河の流れと悠久の歴史の中で、先人たちは豊かな大地の恵みを受けて、幾多の困難を乗り越えながら誇りある伝統と文化をはぐくんできました。

そして今、刻々と変化する現代にあって、未来を想い子どもたちの夢に希望を託すとき、私たち熊谷市民は、自由・平等・友愛・平和の精神を基本とし、進取の気概をもって魅力的な地域社会を築いていかなければなりません。

そのためには、自由には責任があり権利には義務が伴うことを自覚し、お互いの理解と尊重をもとに、役割を分担し協力し合うことが必要です。

よって、ここに市民を主体とした参加と協働による自治の実現を基本理念とした熊谷市自治基本条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、本市の自治の基本原則を定め、自治の推進に関する市民、議会及び行政の役割を明らかにすることにより、市民主体のまちづくりを推進し、もって豊かで活力ある地域社会を実現することを目的とします。

（用語の定義）

第２条　この条例において使用する用語の意味は、次のとおりとします。

⑴　市民　市内に住み、若しくは市内で働き、学び、若しくは活動する人又は次号に規定する事業者をいいます。

⑵　事業者　市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む個人及び団体をいいます。

⑶　まちづくり　住み良いまち及び豊かで活力ある地域社会をつくるための活動をいいます。

⑷　協働　まちづくりのために、市民及び市が、それぞれの役割及び責任の下で、課題の解決に向け共に考え、行動することをいいます。

⑸　コミュニティ　地域社会を形成する組織及び集団をいいます。

第２章　基本原則

（市民参加の原則）

第３条　まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。

（協働の原則）

第４条　市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。

（情報共有の原則）

第５条　市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。

第３章　市民の権利及び責務

（市民の権利）

第６条　市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。

２　市民は、市政に関する情報を知ることができます。

（市民の責務）

第７条　市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。

２　市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。

３　市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。

（事業者の責務）

第８条　事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。

第４章　議会の責務

（議会の責務）

第９条　議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。

２　議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。

（議員の責務）

第１０条　議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。

２　議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。

第５章　市長及び職員の責務

（市長の責務）

第１１条　市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。

２　市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。

（職員の責務）

第１２条　職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽（さん）に努め、誠実かつ公正に職務を行います。

２　職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。

第６章　参加及び協働

（市民参加及び協働の推進）

第１３条　市は、市民参加及び協働によるまちづくりの推進に努めるとともに、その体

制を整備します。
２　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程に市民が主体的に参画できるよう努めます。
３　市は、情報の提供、相談その他必要な措置を講じることにより、市民との連携を図ります。
（審議会等の委員の選任）
第１４条　市は、審議会等の委員を選任するときは、その委員の一部を公募するよう努めるとともに、男女の均衡等委員の構成に配慮します。
（コミュニティ）
第１５条　市民は、コミュニティの意義と必要性を理解し、自主的にコミュニティの活動に参加するよう努めます。
２　市は、活力ある地域社会を実現するためにコミュニティの育成を図り、その活動を支援します。
第７章　市政運営
（基本構想の策定等）
第１５条の２　市長は、議会の議決を経て、市政運営の指針となる基本構想を定めます。
２　市長は、基本構想を変更し、又は廃止する場合も、議会の議決を経ることとします。
（情報の提供）
第１６条　市は、市政に関する情報を市民に分かりやすい方法で適切に情報提供するよう努めます。
（個人情報の保護）
第１７条　市は、市民の権利及び利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理します。
（説明責任）
第１８条　市は、重要な施策の立案、実施及び評価の過程について、市民に分かりやすく説明するよう努めます。
（応答責任）
第１９条　市は、市民の提案、意見、苦情及び要望に対して速やかに、かつ、誠実に応答するよう努めます。
（意見公募手続）
第２０条　市は、市民生活に関する重要な条例の制定及び計画の策定等に当たっては、意思決定前にその内容を公表し、市民に意見を求めるとともに、意見に対する考え方を公表します。
（都市経営）
第２１条　市長は、行政組織の簡素化を推進するとともに、計画的かつ効率的な施策の展開により健全な財政運営に努めます。
２　市長は、市民の負担の適正化を図るよう努めます。
（行政評価）
第２２条　市は、施策の成果目標を明確にするとともに、効率的かつ効果的な市政運営を行うために行政評価を実施し、その結果を公表します。
２　市は、行政評価の結果を検証し、施策に反映させるよう努めます。
第８章　自治基本条例審議会の設置
（自治基本条例審議会の設置）
第２３条　この条例の適切な運用を図るため、熊谷市自治基本条例審議会を設置します。
２　熊谷市自治基本条例審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めま

す。

第９章　条例の位置付け等

（条例の位置付け）

第２４条　この条例は、本市の自治の基本を定めた条例であることから、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、これを誠実に遵守します。

（条例の見直し）

第２５条　市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じてこの条例を見直します。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行します。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１５条の２の規定は、施行日以降に策定する基本構想について適用する。

熊谷市自治基本条例審議会条例

平成１９年９月２８日
条例第３１号

（趣旨）

第１条　この条例は、熊谷市自治基本条例（平成１９年条例第３０号）第２３条第２項の規定に基づき、熊谷市自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審議会は、熊谷市自治基本条例の推進について、市長の諮問に応じ調査審議し、答申するとともに、必要に応じ建議することができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員１０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　知識経験を有する者

⑵　公募による市民

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１９年１０月１日から施行する。